

い な ほ 76号

◆ 発行：日南町農業委員会 ◆ 編集：広報委員会

農地パトロールを実施します

地域の農地利用の確認や遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見を目的として、今年も農地パトロールを実施します。

農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂り害虫等の温床となるだけでなく、不法投棄等を招きやすくなり周辺住民に迷惑をかける可能性があります。除草や病虫害駆除といった農地の適正な管理をお願いします。

7月末頃から8月末にかけて町内全域を対象に実施する予定ですが、詳しい日程が決まり次第、ちゃんねる日南やホームページなどでお知らせいたします。各農地へ立ち入ったりお話を伺ったりする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

○パトロールのながれ

調査の方法は、地区ごとに農業委員と推進委員が、耕作の状況などを見てまわりながら「遊休農地（荒廃農地）」になっているかどうかを判断します。併せて、既に山林・原野化している土地（非農地）も調査します。

この農地パトロールで遊休農地と判断された場合、農地の所有者などに対して、今後の利用について利用意向調査を行います。

利用意向調査後、6ヵ月を過ぎても農業上の利用が図られないときは、農地の所有者などへ農地中間管理機構との協議等を勧告する場合があります。勧告された場合、その農地の固定資産税額が約1.8倍になる場合があります。

農地の貸借や売買などを希望される場合は、地元農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。

「遊休農地」とは??

次のような状態の農地のことを「遊休農地」と呼び、適正管理をお願いしています。

- 1年以上耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれるような農地。
- 周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地。



「農業経営収入保険制度」で経営をサポート

1. 収入保険制度とは

収入保険（農業経営収入保険制度）は、青色申告を行っている農業者の方を対象とした公的な農業保険制度です。栽培品目の限定がなく、自然災害による収入減少に加え、価格低下なども含めた収入減少をトータルでサポートしてくれます。

日南町役場では、令和3年度から加入負担金の保険料等の助成もはじめました。これを機会に、収入保険制度の加入をご検討ください。

制度の詳細な内容や加入申請手続きのお問い合わせは、鳥取県農業共済組合にご相談ください。

【お問い合わせ先】鳥取県農業共済組合西部支所 フリーダイヤル0120-031-492

2. 青色申告をはじめよう

青色申告は自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、税制上のメリットや金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットがあります。また、収入保険の加入条件にもなっています。

○青色申告には「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

- ・正規の簿記は、複式簿記です。
- ・簡易な方式は、白色申告では求められていない現金出納帳等を整備することが必要です。

○主なメリット

- ・最高で65万円の青色申告特別控除が受けられます。
- ・損失額の繰越しと繰戻しが可能です。

○青色申告を始めるためには

- ・個人の場合、3月15日までに、米子税務署へ「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます



令和2年度中の農地の権利移動等の状況について

令和2年4月から令和3年3月までの農地の権利移動等の状況について、次のように取りまとめましたので公表します。なお、面積は小数点以下四捨五入しています。（面積の単位：㎡）

	件数	田の面積	畑の面積	その他面積	合計面積
非農地証明 （農地法第2条第1項）	4	3,785	409	317	4,511
所有権移転等 （農地法第3条）	9	31,366	830	1,669	33,865
農地転用 （農地法第4条、第5条）	3	1,501	429	0	1,930
合意解約 （農地法第18条第6項）	109	492,543	1,158	5,108	498,809
基盤強化促進法による 利用権設定	263	1,300,067	7,140	39,494	1,346,701
上記5のうち、農地中間 管理事業によるもの	182	954,005	7,035	29,535	990,575

令和3年度の目標およびその達成に向けた活動計画について

農業委員会では、地域内の農地等の利用の最適化の推進やその他の事務に関して、目標とその達成に向けた活動計画を毎年定めており、その結果を公表することとなっています。

また、前年度の活動計画の点検・評価も行っており、その結果も併せて公表しています。

詳しい内容は、日南町ホームページ内に掲載していますのでご覧ください。

独立行政法人農業者年金基金からのお知らせ

○ 現況届の提出のお願い

独立行政法人農業者年金基金より、手紙が届いていませんか？

この手紙（現況届）は、毎年、年金受給権者の方が年金を受給する資格があるか否かについて確認しているものです。必要事項を記入・署名のうえ、7月中に農業委員会に提出してください。



※提出がなかった場合、年金の支払いが差し止められる場合があります。ご注意ください。

○ 農業者年金制度が改正されます

平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）について、法律改正を受けて令和4年（2022年）4月1日から制度が改正されます。詳しい内容については、農業者年金基金のホームページをご確認いただくか、相談窓口（03-3502-3942）までお問い合わせください。

1. 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります

（1）農業者老齢年金（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象です。）

農業者老齢年金については、令和4年4月1日から、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。

（2）特例付加年金（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象です。）

特例付加年金については、令和4年4月1日から、特例付加年金の支給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。

なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

特例付加年金の支給要件

- ① 60歳に達した日の前日において、20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ② 農業を営む者でなくなったこと（経営継承）
- ③ 65歳に達したこと

2. 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます

現在、農業者年金に加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、農業に従事（年間60日以上）している方ですが、令和4年5月1日からは、加入可能年齢が65歳まで引き上げられます。

ただし、国民年金の任意加入者であって、農業に従事（年間60日以上）している方に限ります。

農業や農地に関するご相談等、お気軽にご連絡ください

(順不同、敬称略。氏名の下段は担当地域)

農 業 委 員



岩田 正
阿毘縁地域



浅田 昭弥
福栄地域



加藤 幸児
大宮地域



絹谷 澄雄
多里地域



内田 章久
石見地域



天崎 直幸
日野上地域



稲田 洋子
山上地域



吉川 保
山上地域



奥迫 静子
石見地域



梅林 操
日野上地域

農地利用最適化推進委員



福田 英夫
福栄地域



田邊 智寛
石見地域



丸山 栄人
石見地域



青戸 勝美
山上地域



坪倉 幹也
山上地域



糸田川 啓
多里地域



足立 進也
阿毘縁地域



梅林 剛
日野上地域



藤原 恵司
大宮地域

〔編集後記〕

新型コロナのワクチン接種も進んでいますが、社会情勢が落ち着くためには、もうしばらくの我慢が大切になりそうです。これは農業と似ているかもしれません。農業も自然の厳しさ向き合いながら、農家の皆さんが時には我慢し、時には工夫して毎年おいしい野菜やお米を生産しています。「withコロナの時代」とも言われますが、この苦勞が将来の笑い話にできるよう、今こそ農業を楽しんでいくことが大切だと思います。農業委員会も一丸となって取り組みますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

広報委員会委員長 岩田 正 委員 梅林 操・天崎直幸・吉川 保

◆農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地 TEL：0859-82-1902 FAX：0859-82-1478